

水俣病認定審査に係る検診に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第2項の規定による水俣病の認定申請者の検診時の対応について定めることで、検診を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(受診者以外の入室)

第2条 検診においては、原則として、受診者本人以外の入室は認めない。ただし、検診を実施する中で、受診者本人のみでは検査や診察が困難と判断される場合等においては、知事は、検診医・看護師（以下「検診医等」という。）の意見を参考に介助者の同席を認めることができる。

(検診の妨げとなる行為等の防止)

第3条 検診においては、知事は、受診者及び介助者（以下「受診者等」という。）に対し、検診医等の指示に従うこと及び検診の妨げとなる行為（「暴言」「暴力行為」「診察妨害」「録音・録画」「その他迷惑行為等」）を行わないことを求め、受診者等がこれらの行為に及んだ場合は検診を中止する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、検診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）8月31日から施行する。